

兵庫県公報

平成21年9月30日 水曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院局組織規程及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院局組織規程及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成21年9月30日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第9号

病院局組織規程及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院局組織規程の一部改正)

第1条 病院局組織規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第10条の表県立光風病院の款社会復帰療法部の項中「社会復帰療法部」を「地域ケア部」に改める。

第20条の見出しを「(地域ケア部の業務)」に改め、同条中「社会復帰療法部」を「地域ケア部」に、「及び精神科デイケア事業」を「、精神科デイケア等、地域ケア」に改める。

第34条の表課長の項中「県立病院の地域医療連携部」を「県立病院又は県立病院の地域医療連携部」に改め、同表主任作業療法士の項中「社会復帰療法部」を「地域ケア部」に改める。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表第9 県立光風病院の項中

「

院長	院長
副院長	副院長
精神科救急医療センター長	精神科救急医療センター長
診療部長	診療部長
社会復帰療法部長	社会復帰療法部長
部長	部長
科部長	科部長
医長	室長
室長	

」

を

「

院長	院長
副院長	副院長
精神科救急医療センター長	精神科救急医療センター長

参事	参事
診療部長	診療部長
地域ケア部長	地域ケア部長
地域ケア部次長	地域ケア部次長
部長	部長
科部長	科部長
医長	室長
室長	

に改める。

別表第10県立病院の項5級の欄中

「

部長
看護部次長
科長
看護長

」

を

「

部長
看護部次長
科長
看護長
課長

」

に改める。

別表第16地方機関の款中「社会復帰療法部長」を「地域ケア部長」に改め、「検査技師長（行政職8級の者を除く。）」の右に「、県立光風病院の地域ケア部次長」を加える。

附 則

この管理規程は、平成21年10月1日から施行する。